

屋外ホース格納箱等設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、地域自治組織である町内会、連区又は消防に関する団体（以下「町内会等」という。）の防火意識の高揚を図り、初期消火体制を強化することにより住みよい地域社会を維持推進するため、町内会等が設置する屋外ホース格納箱等（以下「格納箱等」という。）の設置に要した経費について市の予算の範囲内で交付する屋外ホース格納箱等設置補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(格納箱等の設置基準)

第2条 格納箱等の設置基準は、消火活動が有効にできる場所に固定設置するとともに、土地所有者から土地使用の承認を得て実施するものとする。

(格納箱等の使用)

第3条 格納箱等の使用は、消火活動又は消防防災訓練等において使用する。

(維持管理)

第4条 格納箱等の維持管理は、当該補助事業にかかる補助金の交付を受けた町内会等（以下「補助事業者」という。）が行う。

(補助対象)

第5条 市長は、補助事業者が別表に定めるものの中から補助事業者が選択するものを設置するとき、補助金を交付する。ただし、別表に掲げる基準数をもって構成するものであること。

(補助率及び基準額)

第6条 前条に係る補助金の補助率は、別表に定める基準額（購入価格が基準額に満たない場合は購入価格を基準額とみなす。）の5分の4以下とする。ただし、町内会1団体あたりの年間補助額は10万円を上限とする。なお、市長が認める場合はこの限りではない。

(交付申請書)

第7条 規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、屋外ホース格納箱等設置補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書は、事業開始前までに次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 消防事業歳入歳出予算書
- (2) 見積書の写し（見積書の徴収が困難な場合は、購入価格が分かるもの）
- (3) 格納箱等を設置するときは、第2条に係る土地使用承諾書（様式第2号）
- (4) 設置場所案内図
- (5) その他市長が必要と認める書類

(決定通知書)

第8条 規則第7条の規定により行う通知は、屋外ホース格納箱等設置補助金交付決定通知書（様式第3号）による。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条に規定する市長の定める期日は、前条の通知書を申請者が受領した日から起算して、5日を経過した日とする。

(実績報告書)

第10条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の様式は、屋外ホース格納箱等

設置補助事業実績報告書（様式第4号）とする。

2 前項の報告書は、補助事業が完了した日から起算して10日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 消防事業歳入歳出決算書
- (2) 当該事業の納品書又は領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
(交付金の額の確定通知書)

第11条 規則第14条の規定により行う通知は、屋外ホース格納箱等設置補助金確定通知書（様式第5号）による。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、補助事業完了後交付する。

(決定の取消通知書)

第13条 規則第9条第3項及び規則第16条第4項において準用する規則第7条の規定により行う通知は、屋外ホース格納箱等設置補助金交付決定取消通知書（様式第6号）による。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別表

区 分	基 準 額 (円)	基 準 数	処分年限
屋外ホース格納箱	16,000	1台	10年
消 防 用 ホ ー ス	(1本) 21,000	3本	10年
管 鎗	7,500	1本	10年
媒 介 金 具	6,000	1個	10年
消 火 栓 開 閉 器	3,000	1本	10年
盗 難 対 策 用 品	8,000	1式	

備考

1 屋外ホース格納箱の基準は、次のとおりとする。

- (1) 材質は鉄板とする。
- (2) 塗装は赤色ラッカー仕上地、白色ラッカー仕上文字とする。
- (3) 町名入りとする。
- (4) 屋外ホース格納箱固定用ブロック付とする。
- (5) 屋外ホース格納箱の大きさは、消防用ホース3本、管鎗、媒介金具、消火栓開閉器

を収納できるものとする。

- 2 消防用ホースの基準は、呼称50mm、使用圧7kgf/cm²以上のものとする。
- 3 管鎗の基準は、消火栓用管鎗呼称50mm、赤紐巻のものとする。
- 4 媒介金具の基準は、呼称65mm雌、50mm雄の異径媒介金具とする。
- 5 消火栓開閉器の基準は、開栓部40mm×40mmのものとする。
- 6 盗難対策用品は、格納箱の施錠、防犯ベル等の設置、その他必要な盗難対策とする。